

宮城県男女共同参画基本計画



平成 15 年 3 月

宮 城 県

計画策定の趣旨

宮城県では、平成13年8月1日に宮城県男女共同参画推進条例が施行されたことに伴い、すべての県民の人権が平等に保障され、男女が共に責任を分かちあう社会を目指して、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、条例に基づく宮城県男女共同参画基本計画を策定しました。

計画期間

平成15年（2003年）度から平成22年（2010年）度までの8年間です。

計画策定への取組

「男女共同参画」とは「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受でき、かつ、共に責任を担うべきことをいう。」（条例第2条）と規定されています。

男女共同参画社会の実現には、性別による固定的な役割分担意識や考え方及び社会慣習に縛られることなく、男女が個人として尊重され、対等な構成員として、共に自立し、家庭や職場や地域等あらゆる分野において共に責任を分かち合う社会を築くことが必要です。

計画の推進

社会のあらゆる分野において、男女共同参画を推進していくために、男女共同参画の視点に配慮し、県のすべての行政を推進します。

また、市町村、事業者、NPO等各種団体、県民の理解と協力を得るとともに、家庭、職場、地域等で自主的な活動と積極的な参加を働きかけます。

計画の構成

計画は施策への理解をわかりやすくするために、社会全体、家庭、学校、職場、農林水産業・商工自営業、地域の6つの分野に分けました。

施策は分野ごとにそれぞれ単独で完結するものではなく、相互に関連し合い、男女共同参画社会の実現に影響を与えるものです。

計 画 の 体 系

| 基 本 目 標 | 施 策 の 方 向 |
|-----------------------------|----------------------------|
| 1. 社会全体における男女共同参画の実現 | (1) 政策・方針決定過程への女性の参画 |
| | (2) 性別による役割分担意識の解消 |
| | (3) 男女共同参画の視点による広報・啓発活動の実施 |
| | (4) 調査・研究、情報の収集・提供の充実 |
| 2. 家庭における男女共同参画の実現 | (1) 共に築く家庭生活への支援 |
| | (2) 子育て支援 |
| | (3) 介護支援 |
| | (4) 高齢者の自立支援 |
| | (5) 生涯を通じた心とからだの健康づくりへの支援 |
| | (6) 男女間における暴力の根絶 |
| 3. 学校における男女共同参画の実現 | (1) 県立高校における男女共学化 |
| | (2) 男女平等教育の推進 |
| | (3) 健康教育の推進 |
| 4. 職場における男女共同参画の実現 | (1) 職場での均等な機会と待遇の確保 |
| | (2) 仕事と育児・介護の両立支援 |
| | (3) 職業能力開発の支援 |
| 5. 農林水産業・商工自営業における男女共同参画の実現 | (1) 経営への女性の参画促進 |
| | (2) 起業支援 |
| 6. 地域における男女共同参画の実現 | (1) 地域活動への男性の参画と女性の人材育成 |
| | (2) NPOとの連携・協働 |
| | (3) 国際的な視野での推進 |
| 推 進 体 制 | 庁内推進体制の整備 |
| | 市町村との連携・協働 |
| | NPO等各種団体との連携・協働 |
| | 県民・事業者との連携 |
| | 男女共同参画に関する相談・苦情の適切な処理 |

1

社会全体における男女共同参画の実現 — 男女平等社会へのシステム・チェンジャー —

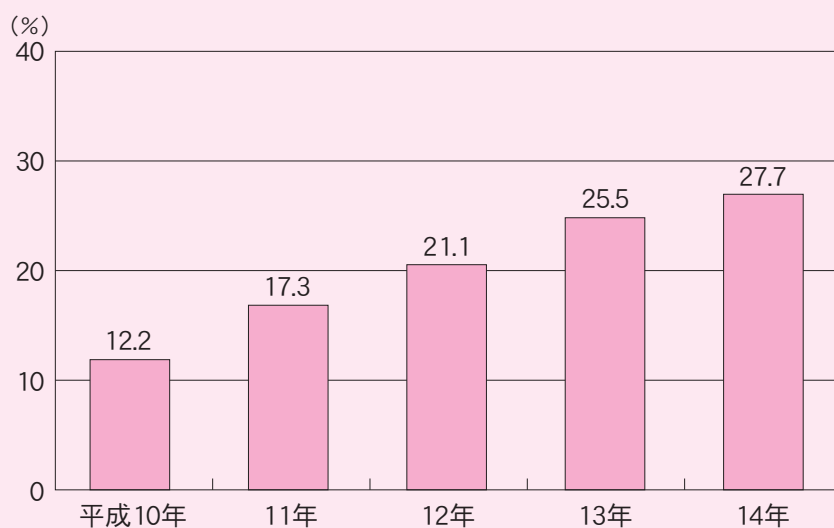
基本目標

政策・方針決定過程への女性の参画は、男女共同参画の実現の基盤となるものであり、あらゆる分野に女性の意見や考えを反映させることができるように政策・方針決定過程への女性の参画を拡大し、男女平等・男女共同参画の視点に立った社会組織・制度を作り上げます。また、慣行を見直すとともに一人ひとりの人間として男女の人権を尊重する取り組みを強化します。

施策の方向

- (1) 政策・方針決定過程への女性の参画
 - 県の審議会等委員への女性登用の推進
 - 市町村の審議会等委員への女性登用拡大の働きかけ
 - 産業団体・労働団体等の役員への女性登用拡大の働きかけ
 - 県の管理職への女性職員登用の推進
 - 県外郭団体・市町村等の管理職への女性職員の登用拡大の働きかけ
- (2) 性別による役割分担意識の解消
 - 男女共同参画に関する講座の開催・講師の派遣
 - 男女共同参画を推進するための講演会・イベント等の開催
 - 各種メディアの幅広い活用による啓発活動の実施
- (3) 男女共同参画の視点による広報・啓発活動の実施
 - 男女共同参画の視点に立った県広報とガイドラインの作成の検討
 - メディアや広報を実施する企業・団体に対する自主的な取組への働きかけ
 - 性差別表現を批判的な視点でとらえる能力を高める学習機会の提供
- (4) 調査・研究、情報の収集・提供の充実
 - 県民の意識や実態等の定期的調査の実施
 - 国、都道府県、市町村、企業、団体等の情報を収集、整理し、県民等へ提供

■県の審議会等委員における女性の登用率

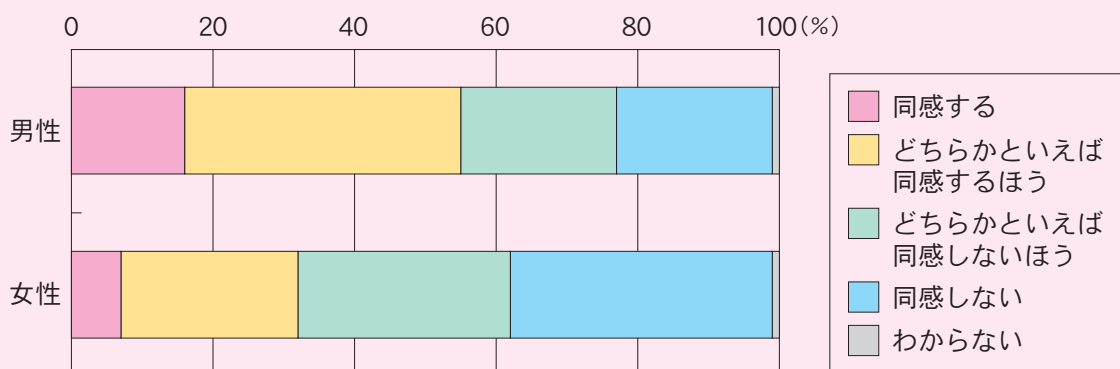


資料出所：県男女共同参画推進課調べ

■「男は仕事、女は家庭」という考え方に同感する人の割合

(単位：%)

| | 男性 | 女性 |
|-----------------|----|----|
| 同感する | 16 | 7 |
| どちらかといえば同感するほう | 39 | 25 |
| どちらかといえば同感しないほう | 22 | 30 |
| 同感しない | 22 | 37 |
| わからない | 1 | 1 |



資料出所：県環境生活部「男女共同参画に関する県民意識調査」（平成8年調査）

2

家庭における男女共同参画の実現

－共生と幸せの原点－

基本目標

男女が共に責任を担い、家庭での活動とその他の活動とのバランスのとれた生活を営むことは、男女共同参画社会の基本的な考え方です。家庭は男女共同参画の意義を学び、実践するための基礎となる場であることから、家族を構成する男女が、相互の協力のもとに、家事・育児・介護等に当たることのできる環境の整備を図るとともに、互いの人権を尊重しあう意識の啓発に努めます。

施策の方向

(1) 共に築く家庭生活への支援

- 互いに支え合う社会的機運の醸成
- 男女が協力し、責任を担うという意識の啓発・学習機会の提供

(2) 子育て支援

- 保育所の整備と保育サービスの充実
- 地域の子育て支援
- 児童館等の整備促進
- 子育て講座の開設
- 相談事業等の充実と各相談機関相互の連携強化

(3) 介護支援

- 介護保険制度の適正利用の促進
- 介護に携わる人材の養成・確保
- 情報提供や相談・支援体制の整備・促進
- 男性への介護知識や介護技術の普及

(4) 高齢者の自立支援

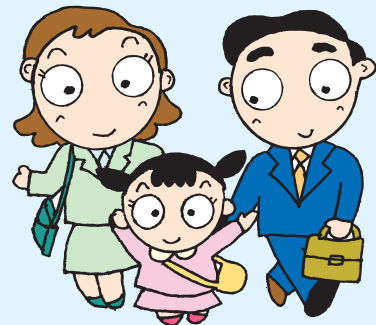
- 就労支援
- 社会全体のバリアフリー化の推進
- 仲間づくり、生きがいづくり、健康づくりなどの活動の支援

(5) 生涯を通じた心とからだの健康づくりへの支援

- 生涯を通じた女性の健康保持増進の支援
- 妊娠・出産期における母子の健康確保の推進
- 「性と生殖に関する健康と権利の考え方」の浸透・定着

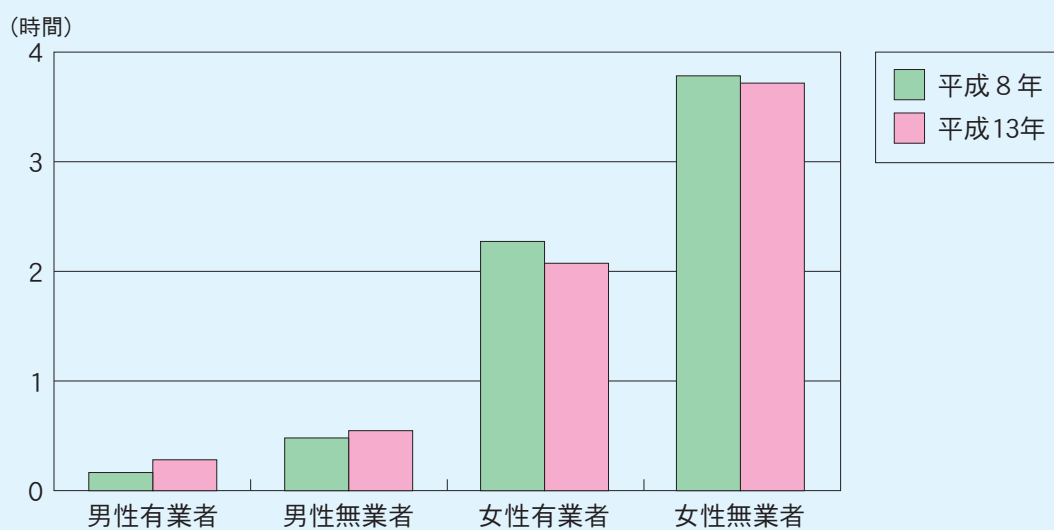
(6) 男女間における暴力の根絶

- 暴力を根絶し、発生を防ぐための意識啓発
- 関係機関の取組の推進と連携強化
- 一時保護の充実
- 被害者へのカウンセリング・相談体制の充実
- 被害者への自立生活の支援・情報提供
- 被害者の自立を総合的に支援する拠点施設の整備



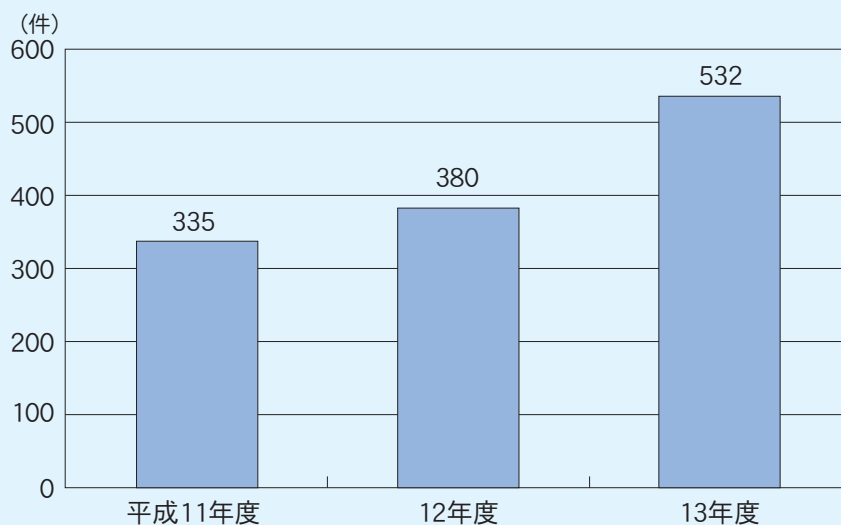
■「家事」「介護・看護」「育児」に係る生活時間

| | 平成8年 | 平成13年 | 増減 |
|-------|--------|--------|------|
| 男性有業者 | 10分 | 17分 | +7分 |
| 男性無業者 | 29分 | 33分 | +4分 |
| 女性有業者 | 2時間17分 | 2時間5分 | -12分 |
| 女性無業者 | 3時間48分 | 3時間44分 | -4分 |



資料出所：総務省「社会生活基本調査」

■婦人相談所・福祉事務所への暴力・酒乱相談件数



資料出所：県子ども家庭課調べ

3

学校における男女共同参画の実現

— 自立と共生の心を育む —

基本目標

人間の意識や価値観は、幼少期からの教育環境により影響を受け形成される面が強く、学校教育が果たす役割は大きいことから、学校教育の場で、人権尊重の精神を基盤とした個人の尊厳、男女平等、男女相互の理解と協力を児童・生徒、教師、保護者に根付かせるよう努めます。

施策の方向

(1) 県立高校における男女共学化

○「県立高校将来構想」の着実な実現

(2) 男女平等教育の推進

○教職員の男女共同参画に関する理解の促進

○児童・生徒が男女の固定的なイメージを持つことのないような指導や学校運営

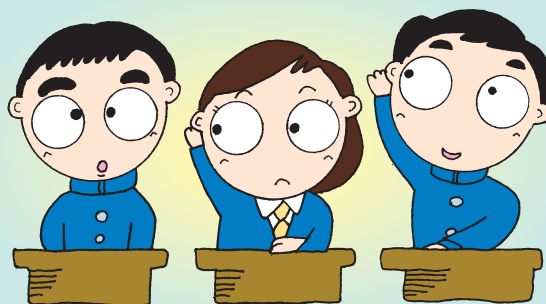
○学校行事等を活用した保護者に対する意識啓発

○男女共同参画の視点に立った教材の充実

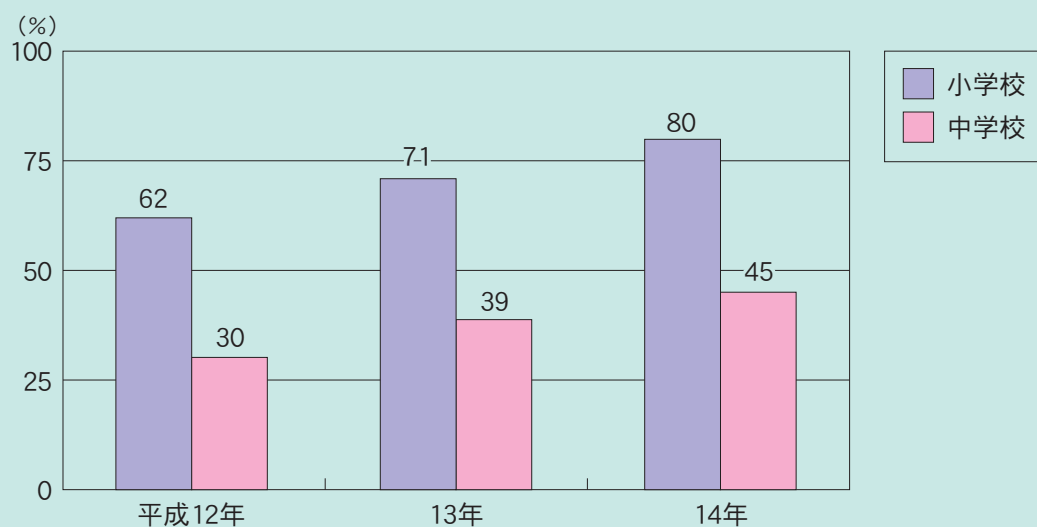
(3) 健康教育の推進

○性に関する教育の充実

○児童・生徒の男女の人権に配慮した相談体制の整備

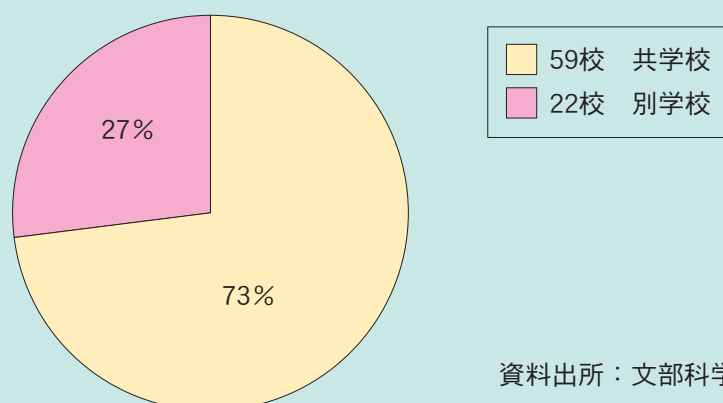


■男女混合名簿導入率



資料出所：県義務教育課・仙台市教育指導課調べ

■県立高校（全日制(本校・分校)）の共学・別学状況（平成14年4月）



資料出所：文部科学省「学校基本調査」

4

職場における男女共同参画の実現

— 女性の活躍はトップの誇り・企業の誇り —

基本目標

就業は、人々の生活を支える基本的な要素であり、男女が共に生き生きと働きつづけることができる就業環境づくりは、男女共同参画の実現にとって重要です。このため、職場において、男女が共にその個性と能力を十分に発揮し、職業生活と家庭生活とが両立できるように男女個人、団体、企業への意識啓発と法意識の徹底など就業環境の整備に努めます。

施策の方向

(1) 職場での均等な機会と待遇の確保

- 男女雇用機会均等法・労働基準法など関係法令の周知徹底
- 企業における積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の啓発
- セクシュアル・ハラスメント防止対策の促進
- 労働相談・情報提供体制の充実
- 男女共同参画に取り組む企業の表彰などによる支援
- 実態把握のための調査の定期的実施

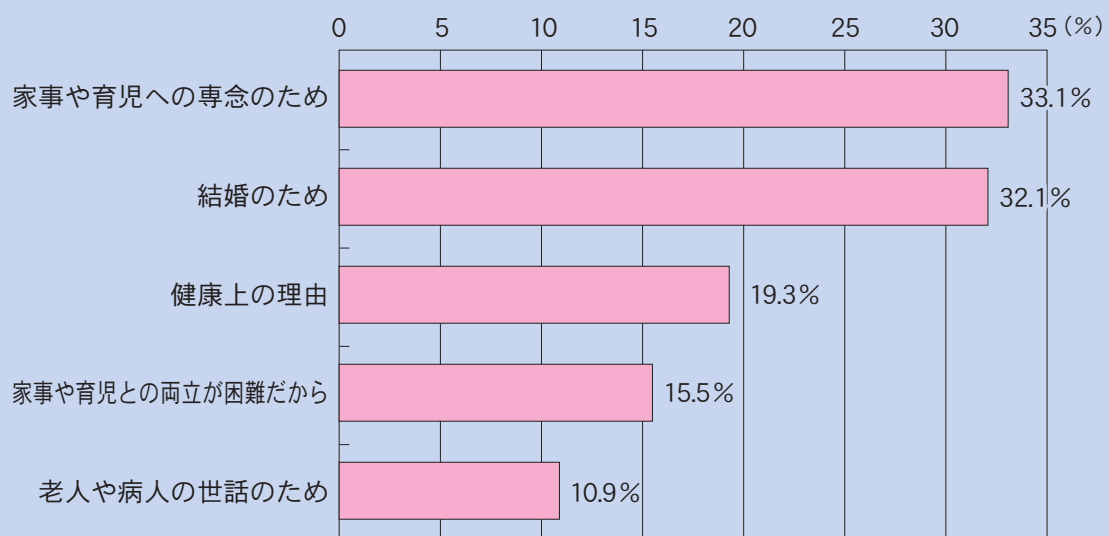
(2) 仕事と育児・介護の両立支援

- 多様な保育サービスの充実
- 男女の育児・介護休業制度の普及促進
- 制度を利用しやすい職場の環境づくりの促進
- 勤務時間の短縮など休業以外の支援制度の普及促進
- 放課後児童対策の促進

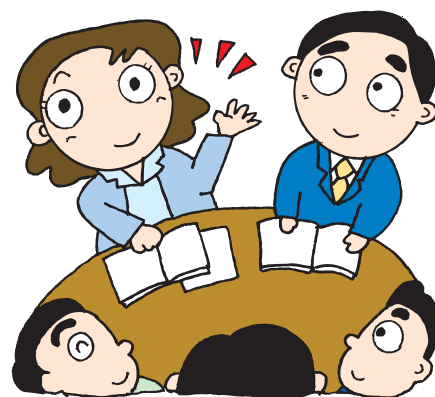
(3) 職業能力開発の支援

- 職業能力の開発機会の提供
- 性別にとらわれない職業の選択と働き方を可能にするための意識啓発・環境整備
- 再就職を希望する女性の職業能力の向上と再就職のための相談・情報提供
- 短時間労働・フレックスタイム制度・在宅就労など多様な就業形態の女性労働者に対する支援
- 労働時間の短縮の促進

■仕事をやめた理由（複数回答）



資料出所：県環境生活部「男女共同参画に関する県民意識調査」（平成8年調査）



5

農林水産業・商工自営業における男女共同参画の実現 —ともに働き 輝きある暮らし—

基本目標

女性は事業の重要な担い手であり、女性の参画に対する期待は大きいことから、男女が共に対等な構成員として、その持てる力を十分発揮し、評価され、さらに方針の立案及び決定の場に参画しあい、生き生きと満足感をもって生活するための環境整備を推進します。

施策の方向

(1) 経営への女性の参画促進

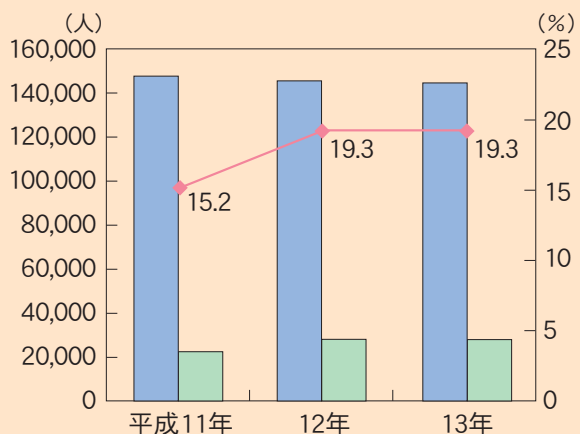
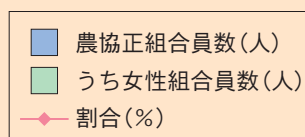
- 女性の経営参画を促進するための研修会等の支援
- 女性組織のネットワークづくりの推進とリーダー育成
- 農業における家庭内のルールづくりを推進するため、家族経営協定の普及の促進
- 商工自営業における家族労働条件を明確にする啓発

(2) 起業支援

- 起業を目指す女性に対する情報提供・相談・経営指導・融資等の支援
- 女性起業家・経営者等の交流・連携の促進
- 団体等が実施する起業家等に対する研修等に女性の参画の働きかけ
- 起業事例の収集・情報提供

■農協正組合員数に占める女性の割合

| | 平成11年 | 12年 | 13年 |
|-------------|---------|---------|---------|
| 農協正組合員数(人) | 146,414 | 144,278 | 143,349 |
| うち女性組合員数(人) | 22,207 | 27,793 | 27,667 |
| 割合(%) | 15.2 | 19.3 | 19.3 |



資料出所：県産業人材育成課調べ

6

地域における男女共同参画の実現

—新しい生活文化の創造—

基本目標

日常生活を送る場である地域を活力ある豊かなものとしていくためには、男女共同参画の視点に立った地域活動が求められることから、男女が共に責任を持ち、積極的に地域活動に参画していくことができる環境の整備に努めます。

施策の方向

(1) 地域活動への男性の参画と女性の人材育成

- 地域での慣行の見直しを進めるための意識啓発の推進
- 男性のライフスタイルの見直し、地域活動参画への意識啓発の推進
- ボランティア活動等の参加促進のための環境の整備
- 女性人材の発掘・育成
- 女性人材リストの整備・積極的活用

(2) NPOとの連携・協働

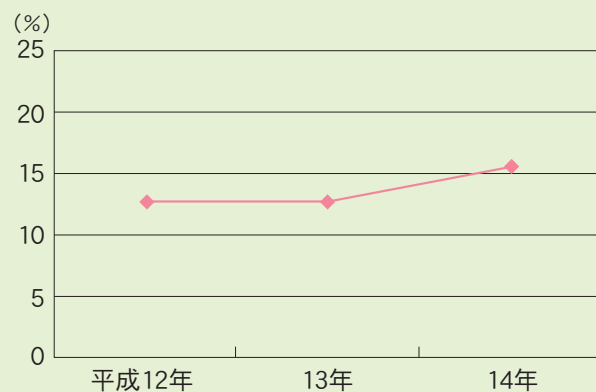
- NPO等各種団体との連携・協働
- 女性団体等のネットワークづくりへの支援

(3) 国際的な視野での推進

- 男女共同参画に関する国際社会の情報収集及び県民への提供
- NPO等各種団体による国際交流活動への支援と協働

男女共同参画等の名称を冠した窓口を設置した市町村の割合

| | 平成12年 | 13年 | 14年 |
|-------|-------|------|------|
| 市町村数 | 9 | 9 | 11 |
| 割合(%) | 12.7 | 12.7 | 15.5 |



資料出所：県男女共同参画推進課調べ

推進体制

基本計画を具体的に推進していくために、県の各部局・各機関が一体となって取り組むとともに、市町村、事業者、NPO等の各種団体、県民等との密接な連携を図り、関係施策を総合的に推進します。

1 庁内推進体制の整備

○宮城県男女共同参画施策推進本部において進行管理を行い、諸施策の着実な推進を図ります。

2 市町村との連携・協働

○地域の実情に応じた男女共同参画行政が推進されるよう市町村との連携・協働を図ります。

3 NPO等各種団体との連携・協働

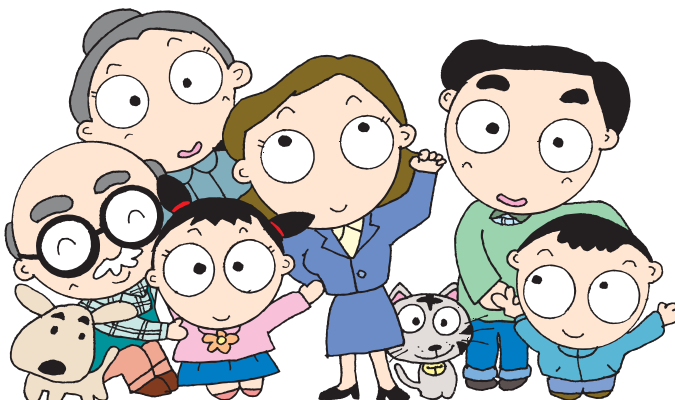
○男女共同参画に関して自主的活動を行っている団体・グループの活動を支援します。
○情報提供等を通して活動の支援、交流機会の確保などネットワークづくりを支援します。

4 県民・事業者との連携

○多くの県民や事業者等の参画を働きかけて事業を展開するとともに、自主的な取り組みへの支援を行います。

5 男女共同参画に関する相談・苦情の適切な処理

○男女共同参画に関する相談や苦情について適切な対応を行います。



男女共同参画の指標

県行政の指標として達成を目指すこととしているもののみならず、県行政の男女共同参画社会実現に向けた取り組みのなかで市町村や県民・事業者との連携の結果として達成が期待・予測される数値をまとめたものです。

| 項 目 | 現 況 値 (平成14年) | 目標・予測指標 (平成22年度) |
|-------------------------------|-----------------------------|---------------------|
| 県の審議会等委員女性委員の割合 | 27.7% | 40% |
| 市町村の審議会等委員女性委員の割合 | 17.1% | 30% |
| 男女共同参画に関わる講座・イベントの開催市町村の割合 | 38% | 100% |
| 一時保育の実施箇所* | 16箇所 | 70箇所 |
| 延長保育の実施箇所* | 80箇所 | 200箇所 (H17) |
| 休日保育等の実施箇所* | なし | 市町村の実情に応じて推進 (H17) |
| 乳児保育等の実施箇所* | 50箇所 | 200箇所 (H17) |
| 地域子育て支援センター設置数* | 34箇所 | 70箇所 |
| スクールカウンセラーを配置している中学校の数 | 107校 | 221校 (全校) |
| 放課後児童クラブの整備率* (設置箇所÷小学校区数) | 39.4% | 50% |
| ファミリー・サポート・センター設置数 | 3箇所 | 8箇所 |
| 育児休業取得率 | 男性0.4%・女性56.4% (H11全国数値) | 男性10%・女性80% |
| 農協正組合員に占める女性の割合 | 19.3% (H13) | 25% |
| 農協役員に占める女性の数 | 3人 (H13) | 農協単位に理事2人以上 |
| 漁協正組合員に占める女性の割合 | 3% (H13) | 5% |
| 漁協役員に占める女性の数 | 3人 (H13) | 5人以上 |
| 農山漁村の女性の起業活動件数 | 297件 (H13) | 315件 |
| 家族経営協定を締結した農家数 | 301戸 | 710戸 |
| 商工会役員に占める女性の数 | 88人 (H13) | 商工会単位に役員2人以上 |
| 男女共同参画等の名称を冠した窓口を設置した市町村の割合 | 15.5% | 50% |
| 男女共同参画基本計画を策定した市町村の割合 | 9.9% | 50% |
| 女性人材セミナー受講者数 | 142人 | 300人 |

前項の指標に加えて、次の項目について把握し、広く男女共同参画の状況の参考とします。

| 項 目 | 現 況 値 (平成14年) |
|--|--|
| 男女の平等感 (「社会全体における男女の地位は平等か」) | 男性 26% 女性 20% (全国数値) |
| 県の管理職に占める女性の割合 (知事部局) | 1.9% |
| 市町村の管理職に占める女性の割合 | 6.5% |
| 家事・介護・看護・育児に係る生活時間 | 男性有業 17分 男性無業 33分 女性有業 2時間17分 女性無業 3時間44分 (H13) |
| 県立高校の共学化率 (全日制県立高校(本校・分校)のうち、男女募集を行う学校数の割合) | 73% |
| 小学校・中学校・高校の管理職に占める女性の割合 | 公立小学校 13.7% 公立中学校 5.9% 県立高校 3.2% |
| 男女混合名簿導入率 | 公立小学校 80% 公立中学校 45% 県立高校 34% |
| PTA会長に占める女性の割合 | 11.6% (公立小中学校、県立高校、特殊教育学校) |

※は、仙台市以外の地域を対象とした数値です。

宮城県男女共同参画基本計画についてのお問い合わせ先

宮城県環境生活部男女共同参画推進課

〒980-8570 仙台市青葉区本町3-8-1

TEL 022-211-2568・FAX 022-211-2392

ホームページアドレス <http://www.pref.miyagi.jp/danjyo>

平成15年(2003年)3月策定

この冊子は3,000部作成し1部当たりの印刷単価は60円です。
この冊子の本文は白色度70%の再生紙を使用しています。



古紙配合率100%再生紙を使用しています。



環境に優しい大豆油インキを使用しています。